

山梨県公報

第二千六百八十一号

平成二十九年

三月十六日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………一五三
 - 道路の路線認定……………一五四
 - 道路の区域決定……………一五四
 - 道路の区域変更(二件)……………一五四
 - 道路の供用開始(五件)……………一五五
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………一五六
- ### 公告
- 公共測量の終了……………一五六
 - 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一五六
- ### 教育委員会
- 山梨県指定無形民俗文化財の指定解除……………一五六
- ### 人事委員会
- 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則……………一五六

告示

山梨県告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事

後

藤

斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事

後

藤

斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事

後

藤

斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(次の図に示す部分

に限る。)

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

218	整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
		六郷インター線	西八代郡市川三郷町宮原	南巨摩郡身延町西嶋	

山梨県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 六郷インター線

三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四三番四地先から 南巨摩郡身延町西嶋字中耕地四一四番二地先まで		八・三 一〇一・二	一五〇〇・〇

山梨県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川三郷町岩間字下木戸一八一八番一地从先から 西八代郡市川三郷町鴨狩津向字横手下葛箆 沢川右岸堤防敷地先まで		七・六 五二〇・〇	七〇八・〇
		七・六 一七・一	七〇八・〇

山梨県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

区 間	南巨摩郡身延町大野字高ノ木二〇六番二地先から南巨摩郡身延町大野字中澤富士川右岸堤防敷地先まで	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
新	九・九 五三・一	旧	九・九 五三・一	五二五・八
新	九・九 五三・一			五二五・八

山梨県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	葦崎昇仙峡線	葦崎市穂坂町宮久保字三百水七八三番二地先から葦崎市穂坂町宮久保字三百水七八三番二地先まで	九七・七	平成二十九年三月十六日

山梨県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山下於曾字大木戸二九六番四地先から甲州市塩山熊野字横井五一三番一地先まで	二五九・三	平成二十九年三月二十一日

山梨県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	六郷イంతー線	西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四三番四地先から南巨摩郡身延町西嶋字中耕地四一四番二地先まで	一五〇〇・〇	平成二十九年三月十九日

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	市川三郷身延線	南巨摩郡身延町大野字島一六九番二地先から南巨摩郡身延町大野字島一七三番一地先まで	二四・七	平成二十九年三月十六日

山梨県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山下於曾字大木戸二九六番四地先から甲州市塩山熊野字横井五一三番一地先まで	二五九・三	平成二十九年三月二十一日

県道	光子沢大野線	南巨摩郡身延町大野字高ノ木二〇七番内一地从先から南巨摩郡身延町大野字家ノ前一一番地先まで	一〇九一・〇	平成二十九年三月十六日
----	--------	--	--------	-------------

山梨県告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年三月八日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字宮のこし六百六十番九、六百八十三番九、六百八十三番十一、六百八十四番九
- 三 指定道路の幅員 最大六・二二メートル 最小四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十九・八一メートル

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 二 測量の地域 南都留郡道志村
- 三 測量の期間 平成二十八年十月二十八日から平成二十九年三月三日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年三月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町末木字龍之木六百二十の一及び六百二十の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市上今井町七百六番地 甲斐日産自動車株式会社 代表取締役 井上俊和

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第二十七条第五項の規定により、次の山梨県指定無形民俗文化財の指定は解除された。

平成二十九年三月十六日

山梨県教育委員会 教育長 守 屋 守

無形民俗文化財の部

名 称	保持 団 体	所 在 地
河口の稚児の舞	河口の稚児の舞保存会	南都留郡富士河口湖町河口

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則を次のよ

うに定める。

平成二十九年三月十六日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

(公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第一条 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

- 一 山梨県土地開発公社
- 二 山梨県住宅供給公社
- 三 山梨県道路公社
- 四 公益財団法人山梨県林業公社
- 五 公益財団法人やまなし化学学習協会
- 六 公益財団法人山梨県農業振興公社
- 七 公益財団法人山梨県子牛育成協会
- 八 公益財団法人山梨県環境整備事業団
- 九 公益財団法人山梨県青少年協会
- 十 公益財団法人やまなし産業支援機構
- 十一 公益財団法人山梨総合研究所
- 十二 公益財団法人山梨県緑化推進機構
- 十三 公益社団法人山梨県畜産協会
- 十四 一般財団法人山梨県消防協会
- 十五 山梨県国民健康保険団体連合会
- 十六 山梨県土地改良事業団体連合会
- 十七 公益社団法人やまなし観光推進機構
- 十八 山梨県町村議会議長会
- 十九 一般社団法人山梨県情報通信業協会
- 二十 山梨県農業信用基金協会
- 二十一 公益財団法人山梨県体育協会
- 二十二 公立大学法人山梨県立大学
- 二十三 一般財団法人自治体国際化協会
- 二十四 一般社団法人地方税電子化協議会

二十五 一般財団法人地域活性化センター

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第二条 職員の任用に関する規則(昭和五十九年人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第四警察官採用試験Aの項中「財団法人全日本柔道連盟(昭和六十三年六月二十一日に財団法人全日本柔道連盟という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を「公益財団法人全日本柔道連盟」に、「財団法人全日本剣道連盟(昭和四十七年二月二十二日に財団法人全日本剣道連盟という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を「一般財団法人全日本剣道連盟」に、「財団法人講道館(明治四十二年五月三日に財団法人講道館という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を「公益財団法人講道館」に、「財団法人全日本剣道連盟の」を「一般財団法人全日本剣道連盟の」に改め、同表警察官採用試験Bの項中「財団法人全日本柔道連盟」を「公益財団法人全日本柔道連盟」に、「財団法人全日本剣道連盟」を「一般財団法人全日本剣道連盟」に、「財団法人講道館」を「公益財団法人講道館」に改める。

附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番